

**札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための
市税の課税の特例に関する条例に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例(令和6年札幌市条例第53号。以下「条例」という。)及び札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則(令和6年札幌市規則第32号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、条例、規則及び市税条例で使用する用語の例による。

(特定事業計画の提出期日)

第3条 規則第4条第1項の市長が別に定める期日は、令和15年1月31日とする。

(特定事業計画の認定)

第4条 規則第4条第1項の特定事業計画認定申請書は、別記第1号様式とする。

2 規則第4条第2項第2号の特定事業の内容を明らかにする書類として、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 事業計画を明らかにする書類

(2) 資金計画を明らかにする書類

(3) 直近の会計年度の財務諸表等の財務状況を明らかにする書類

3 規則第4条第2項第6号の誓約書(同号に掲げる納税状況確認同意書を兼ねるものとする。)は、別記第2号様式とする。

(特定事業計画の認定の期日)

第5条 規則第4条第8項の市長が別に定める期日は、令和15年3月31日とする。

(公表)

第6条 規則第4条第8項の認定特定事業の概要は、認定特定事業の事業名、事業内容、実施場所及びGX事業を実施する場合の地域における合意形成の促進に関する事項とする。

2 規則第4条第8項の別に定める方法は、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(通知)

第7条 条例第3条第5項に規定する通知には、認定特定事業番号を記載し、通知するものとする。

(認定特定事業計画の変更)

第8条 規則第5条第1項の認定特定事業計画変更認定申請書は、別記第3号様式とする。

2 規則第5条第3項第3号の市長が定める変更は、条例第3条第3項の認定の要件に係る変更を除き、認定特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の変更その他の認定特定事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるものとする。

3 条例第4条第1項の規定による認定特定事業計画の変更の認定は、当該認定特定事業計画の計画期間の終了の日までに行うものとする。

(認定特定事業の開始等の届出)

第9条 規則第6条第1項の認定特定事業開始等届出書は、別記第4号様式とする。

（認定特定事業の報告等）

第10条 規則第7条第1項の認定特定事業実績報告書は、別記第5号様式とする。

2 市長は、要領第1号様式による市内における従業者明細書及び次に掲げる書類により、規則第7条第3項第2号の市内雇用者数を確認するものとする。

(1) 従業員の勤務を証明する勤務出勤簿又はこれに準ずるものの写し

(2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し又はこれに類するもの

(3) 常用雇用を証明する労働契約書、労働条件通知書又はこれに準ずるものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、次に掲げる書類により、規則第7条第3項第5号の事項を確認するものとする。

(1) 要領第1号様式による市内における従業者明細書及び賃金台帳の写し又はこれに類するもの

(2) 認定特定事業の用に供する事業所床面積を証する書類

(3) 認定特定事業に従事する従業者に支払った従業者給与総額を証する書類

4 市長は、納税証明書により、規則第7条第3項第6号の事項を確認するものとする。ただし、条例第3条第1項の申請において別記第2号様式を提出している認定特定事業者にあつては、この限りではない。

（認定特定事業者への書面交付）

第11条 規則第8条各号に掲げる書面は、次のとおりとする。

(1) 課税免除対象市税目決定通知書は、別記第6号様式とする。

(2) 法人市民税認定特定事業割合決定書は、別記第7号様式とする。

(3) 土地家屋認定特定事業供用面積決定書は、別記第8号様式とする。

(4) 償却資産認定特定事業供用決定書は、別記第9号様式とする。

(5) 事業所税資産割認定特定事業床面積決定書は、別記第10号様式とする。

(6) 事業所税従業者割認定特定事業給与総額決定書は、別記第11号様式とする。

（申告納付時に係る提出書類）

第12条 規則第9条第1項の法人市民税の課税の特例適用申告書は、GX事業においては別記第12号様式の1、金融事業においては別記第12号様式の2とする。

2 規則第9条第2項の事業所税の課税の特例適用申告書は、GX事業においては別記第13号様式の1、金融事業においては別記第13号様式の2とする。

（認定特定事業の廃止等の届出）

第13条 規則第10条の認定特定事業廃止等届出書は、別記第14号様式とする。

（法人市民税認定特定事業割合に係る端数処理）

第14条 条例第6条第3項第1号で規定する割合には、小数点以下3位を切上げた数値を使用するものとする。

（報告徴収）

第15条 市長は、条例第18条の規定により、条例第5条第5の家屋又は償却資産の異動に関する事項について要領第2号様式により報告を求めるものとし、その他認定特定事業に関し必要と市長が認める事項については、任意の様式にて報告を求めるものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、まちづ

くり政策局グリーントランスフォーメーション推進担当局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。